

軽井沢町
特別徴収義務者 及び
特定宿泊施設 の登録に
関する説明会



令和8年1月20日（火）・21日（水）

軽井沢町役場 税務課

目次

- 1.宿泊税の徴収方法について
- 2.宿泊税の仕組み
- 3.特定宿泊施設・特別徴収義務者の申請方法
- 4.申告納入について
- 5.今後のスケジュール
- 6.お知らせ事項

目次

- 1.宿泊税の徴収方法について
- 2.宿泊税の仕組み
- 3.特定宿泊施設・特別徴収義務者の申請方法
- 4.申告納入について
- 5.今後のスケジュール
- 6.お知らせ事項

I.宿泊税の徴収方法について

特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は「宿泊者」ですが、町が宿泊者から直接徴収するのではなく、

- ・宿泊施設において宿泊者から徴収し、
- ・宿泊施設の経営者が軽井沢町に申告納入をしていただきます。



I.宿泊税の徴収方法について

町税の使途について

- ・暮らす人と訪れる人がともに心地よく過ごせる高原観光地づくりのための施策の重点的な実施
 - ① 豊かな自然環境を守り自然やまちなみ景観が際立つ町づくり
 - ② 防災・医療体制の充実や、サイクリングロードの整備など誰もが安心して過ごせる町づくり
 - ③ また来たい・もっと滞在したいと感じる、魅力あふれる町づくりや宿泊施設の整備
- ・徴収経費・広報経費等

税の具体的な使途につきましては、観光協会やホテル旅館組合等の代表者様からなる「宿泊税活用検討会議」から意見を徴収したうえで決定いたします。



I.宿泊税の徴収方法について

令和8年
6月まで

登録申請

- ・特別徴収義務者の情報を町に登録申請
- ・特別徴収義務者の情報に変更があったときは、その都度町に変更申請

令和8年
6月～
毎月

徴収

- ・宿泊者から宿泊税を徴収
- ・課税免除対象の宿泊の場合は証明書を受領して保管
(p. 13～14参照)

申告

- ・毎月末日までに前月に徴収すべき税額を町に申告
(初回は令和8年7月末までに6月分を申告することとなります)
※納税額によって特例措置あり (※後ほど説明)

納入

- ・申告した税額を電子納税 (eLTAX) 又は役場窓口や金融機関等で納入

5年間

帳簿・書類
の整備等

- ・申告の根拠となる情報を、施設ごとに記録・保存
※調査を行うため必ず整備をお願いいたします

I.宿泊税の徴収方法について

申告の特例措置について

1年間の納入すべき合計額が一定の金額を下回る場合、下記のように3か月分まとめて申請することができます。

申告期間	提出期限
12月～2月	3月
3～5月	6月
6～8月	9月
9～11月	12月

特例の適用を申請する場合は申請書を提出していただく予定です。

詳細は**3月の説明会**にてご案内いたします。

目次

- 1.宿泊税の徴収方法について
- 2.宿泊税の仕組み
- 3.特定宿泊施設・特別徴収義務者の申請方法
- 4.申告納入について
- 5.今後のスケジュール
- 6.お知らせ事項

2.宿泊税の仕組み

課税客体・納税義務者

課税対象となる行為（課税客体）は、宿泊施設における宿泊料金を受けて行われる宿泊であり、その宿泊者（納税義務者）に課税されます。

➤宿泊料金とは

宿泊者が宿泊施設における宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額をいいます。食事代や消費税等を除いた、素泊まり・税抜きの料金です。

➤宿泊とは

宿泊税においては、宿泊施設が宿泊者との契約において宿泊として取扱うものを宿泊とします。

➤宿泊者とは

宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、宿泊した者をいいます。宿泊した者が実際に宿泊料金を支払ったかどうかは問いません。別の第3者が支払った場合にも、宿泊した者が「納税義務者」となります。

2.宿泊税の仕組み

宿泊料金

	区分	具体例
<u>宿泊料金に含まれるもの</u>	宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に問わらず請求される金額	清掃代、寝具使用代、入浴代、寝衣代等及びこれらに係るサービス料、奉仕料など
<u>宿泊料金に含まれないもの</u>	宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く）の利用等の対価に相当する金額	食事代など
	税額に相当する金額	消費税、地方消費税、入湯税など
	立替金等の宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額	タクシーデ、煙草代、電話代、クリーニング代、土産代など
	宿泊者が任意で支払った金額	心付け、チップ、祝儀など

2.宿泊税の仕組み

よくある質問

Q キャンプ場や、社員の保養施設であっても課税対象ですか。

施設形態や、宿泊目的に関わらず
「旅館業法もしくは住宅宿泊事業法に登録のあるすべての施設」が課税対象となります。

Q 食事代込みの料金設定しかない場合は、どのように考えますか。

各宿泊施設においてその実態に応じ、適切に宿泊料金と食事代を分けて宿泊料金を算定します。なお、食事代の除外がどうしてもできない場合は、食事の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

Q 幼児や子どもが宿泊する場合も宿泊税の課税対象ですか。

年齢に関わらず、宿泊料金を伴って宿泊されるすべての方が課税対象となります。ただし、子どもの添い寝が無料の場合など宿泊料金が発生しない場合の宿泊は、課税対象となりません。

宿泊税の概要については町HPをご確認ください。



2.宿泊税の仕組み

P13参照

- ・次の宿泊については、宿泊税の課税が免除されます。
- ・学校の教育活動又は研究活動等であることの証明書を受領してください。

対象の宿泊	対象施設	対象者
学校の教育活動又は研究活動としての宿泊 (例)修学旅行、部活動・サークル活動の合宿	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校	学校の児童、生徒、学生 上記の者の引率者
保育所等の施設が主催する行事としての宿泊 (例)お泊まり保育	保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う施設、認可外保育施設	満3歳以上の児童 上記児童の引率者
フリースクールが主催する行事としての宿泊	地方公共団体が認証等をするフリースクール	フリースクールの児童又は生徒 上記の者の引率者

- 地域展開後の地域クラブ活動に伴う宿泊についても、課税免除の対象とする方向で検討しております
- カメラマンや旅行業者の添乗員は免除対象ではありません

2.宿泊税の仕組み

課税免除となる証明書

ただいま準備中です。
軽井沢町ホームページよりダウンロード
できるようにいたします。



- 宿泊施設へ証明書の提出がない場合は、課税対象となります。
- 町への提出は不要です。
宿泊施設にて5年間保存をお願いいたします。

学校の教育活動又は研究活動等であることの証明書			
宿泊日	年月日から	年月日まで	()泊
学校等の種類	<input type="checkbox"/> 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校		
	<input type="checkbox"/> 保育所		
	<input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園		
	<input type="checkbox"/> 保育施設（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業を行う施設並びに認可外保育施設）		
活動の概要	<input type="checkbox"/> 地方公共団体の長又は教育委員会が認証等をするフリースクール（※1）		
	<input type="checkbox"/> 修学旅行		
	<input type="checkbox"/> 学校行事（保育所、幼保連携型認定こども園、保育施設、フリースクールの主催行事を含む）		
	<input type="checkbox"/> 部活動・サークル活動（※2）、課外活動		
備考			

※1 例に、地方公共団体等から補助金を受けていたりするだけでは対象になりません。地方公共団体等が設立する施設（とはこれに該するもの）の基準を満たすフリースクールが対象になります。

※2 対象となる部活動・サークル活動は以下の全ての要件を満たすものをいい、いわゆる地域クラブ活動は含まれません。
①小学校から高等学校の場合

・学校の教育計画に基づいて行われる活動であること

②高等学校及び大学の場合

・学校の長により設立が承認された学内の学生の団体であること

・学校の長にあらかじめ承認された、当該団体の作成する活動計画に基づいて行われる活動であること

※3 稽留免除対象の宿泊人数には、教育活動又は研究活動等に参加している方及び引率の方が含まれています。

・引率の方とは、学校教育法上の団体から生徒等の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により行動を

必要とする生徒等の介助をする看護師や保育者等をいい、旅行業者の従業員やカメラマン等は該当しません。

・なお、宿泊料金が5,000円未満（宿泊料・食旅料を含む）の方の宿泊については宿泊料が算出されませんので、

算出対象の宿泊人数への配分は不要です。

上記の宿泊については、長野県宿泊税条例第3条に規定する、教育活動若しくは研究活動又は施設が主催する行事（満3歳以上の児童が参加するもの）に該当するものであることを証明します。

年月日

所在地 _____

学校名又は施設名 _____

学校長名又は施設長名 _____

印

2.宿泊税の仕組み

証明書受領時の注意点

- 学校の種類、活動の種類にチェックが入っているかどうか確認してください。
- 部活動・サークル活動は、次の要件を満たす場合に限り課税免除の対象となります。

1. 小学校から高等学校の場合

- 学校の教育計画に基づいて行われる活動であり、
- 学校長がその旨を証明していること

2. 高等専門学校及び大学の場合

- 学校の長により設立が承認された学内の学生の団体であること
 - 学校の長にあらかじめ承認された、当該団体の作成する活動計画に基づいて行われる活動であり、学校長が、上記の①及び②について証明していること
- 学校長名又は施設長名の押印の確認をお願いします。

学校の教育活動又は研究活動等であることの証明書				
宿泊日	年月日から	年月日まで	()泊	
<input type="checkbox"/> 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、 特別支援学校、大学、高等専門学校				
<input type="checkbox"/> 保育所				
<input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園				
<input type="checkbox"/> 保育施設（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業を行う施設並びに認可外保育施設）				
<input type="checkbox"/> 地方公共団体の長又は教育委員会が認証等をするフリースクール（※1）				
<input type="checkbox"/> 修学旅行				
<input type="checkbox"/> 学校行事（保育所、幼保連携型認定こども園、保育施設、フリースクールの主催行事を含む）				
<input type="checkbox"/> 部活動・サークル活動（※2）、課外活動				
<input type="checkbox"/> その他の活動（ ）				
宿泊施設名				
課税免除対象の宿泊人数（※3）				
備考				

※1 単に、地方公共団体等から補助金を受けているというだけでは対象になりません。地方公共団体等が認定する認定（又はこれに準するもの）の基準を満たすフリースクールが対象になります。

※2 対象となる活動・サークル活動は以下の全ての要件を満たすものをいい、いわゆる地城クラブ活動は含まれません。

①小学校から高等学校の場合は

- ・学校の教育計画に基づいて行われる活動であること

②高等専門学校及び大学の場合は

- ・学校の長により教官が承認された半内の学生の団体であること

※3 課税免除対象の宿泊人数には、教育活動又は研究活動等に参加している方及び引率の方が含まれています。

・引率の方とは、学校教育法上の団体から生徒等の引率を行う学校関係者や、団体の団員等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保育士等をいい、旅行団体の団長等やカメラマン等は該当しません。

・なお、宿泊料金が5,000円未満（宿泊料金・税抜き料金）の方の宿泊については宿泊税が課税されませんので、課税免除の対象人数への配慮は不要です。

上記の宿泊については、長野県宿泊税条例第3条に規定する、教育活動若しくは研究活動又は施設が主催する行事（満3歳以上の児童が参加するもの）に該当するものであることを証明します。

年月日

所在地_____

学校名又は施設名_____

学校長名又は施設長名_____

印_____

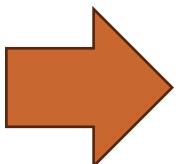
目次

- 1.宿泊税の徴収方法について
- 2.宿泊税の仕組み
- 3.特定宿泊施設・特別徴収義務者の申請方法
- 4.申告納入について
- 5.今後のスケジュール
- 6.お知らせ事項

3. 特定宿泊施設・特別徴収義務者の申請方法

I. 受付開始

令和8年2月1日（日）



令和8年2月中旬頃

2. 手続きの期限

令和8年6月8日（月）

※郵送の場合は当日消印有効となります。

余裕をもって
ご提出ください

延期させていただくこととなりました。
受付開始日が確定次第、
改めてお知らせいたします。

3.特定宿泊施設・特別徴収義務者の申請方法

1人1泊につき6,000円以上
の宿泊がある施設

1人1泊につき6,000円以上
の宿泊がない施設

特別徴収義務者とし
ての登録申請が必要

特定宿泊施設の
申出が必要

年に1回でも6,000円以上の
宿泊があれば、こちら！

「旅館業法」もしくは「住宅宿泊事業法」に
登録のあるすべての宿泊施設が、
上記いずれかの申請をする必要があります。



3.特定宿泊施設・特別徴収義務者の申請方法

必要な手続き

次の書類を提出してください

特別徴収義務者登録申請

次の書類を提出してください

- 特別徴収義務者登録申請書 HP
- (法人の場合) 登記事項証明書
- (個人の場合) 経営者の住民票
- 旅館業営業許可通知書又は住宅宿泊事業に係る届出番号・所在地が確認できる書類
- 宿泊に係る契約書面（宿泊約款など）
- 宿泊料金が分かる書類（料金表など）
- 振込先口座が確認できる書類

特定宿泊施設の申出

次の書類を提出してください

- 特定宿泊施設に該当することの申出書 HP
- 宿泊料金確認票 HP
- 宿泊料金が分かる書類（料金表など）

宿泊料金の改定等に伴い、宿泊料金が1人1泊につき6,000円以上となる宿泊が発生する場合には、特別徴収義務者としての登録申請が必要ですので、事前に町へご相談ください。

3.特定宿泊施設・特別徴収義務者の申請方法

HP

マークのついている書類は、軽井沢町ホームページよりダウンロードしてください。（令和8年2月1日までに掲載予定）



現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [暮らし・手続き](#) > [税金](#) > [宿泊税](#) > [宿泊税](#) > 特別徴収義務者・特定宿泊施設の登録について

ダウンロードしたExcelの「入力シート」のタブに必要事項を入力していくだけと、入力した内容が各書類に反映されます。

- ・ 黄色く色づけされている箇所を入力してください。
→入力するとセルが白くなります。
- ・ 半角数字など書式に指定がある項目は必ず従ってください。

- 個人経営者の方でExcelの入力に不安のある方は、お手続きのお手伝いをいたしますので、町税務課へお気軽にご相談ください。
- 手書きでもOKです！手書きの場合は、PDFを印刷してご使用ください。



3.特定宿泊施設・特別徴収義務者の申請方法

提出方法

メールは不可です

作成した様式と、必要書類を下記のいずれかの方法で提出してください。



a.ながの電子申請サービス

令和8年2月1日までに
HPにリンクを掲載します

作成した書類はExcelのまま添付してください。



b.郵送

下記住所へ、印刷した必要な書類、および必要資料を郵送してください。

〒389-0192 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1
軽井沢町役場 税務課 地域振興税係 宛

「交付申請書在中」
などと、〇〇在中と
記載！



c.窓口

軽井沢町役場 税務課2番窓口に、印刷した必要な様式、および必要資料を提出
してください。

3.特定宿泊施設・特別徴収義務者の申請方法

登録事項の変更があった場合

特別徴収義務者として登録している事項に変更があった場合は、登録事項の変更申請を行ってください。

様式	宿泊税特別徴収義務者登録変更申請書（様式第4号） HP
	<p>①特別徴収義務者に係る変更（代表者、所在地、住所など）</p> <ul style="list-style-type: none">〔法人の場合〕登記事項証明書（履歴事項証明書）〔個人の場合〕住民票（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）
添付書類 (写しで可)	<p>②宿泊施設の営業許可等及び施設に係る変更（所在地、名称など）</p> <ul style="list-style-type: none">旅館業法、住宅宿泊事業法に基づく変更届など、変更の事実を確認できる書類
	<p>③その他の変更</p> <ul style="list-style-type: none">変更の事実を確認できる書類

目次

- 1.宿泊税の徴収方法について
- 2.宿泊税の仕組み
- 3.特定宿泊施設・特別徴収義務者の申請方法
- 4.申告納入について**
- 5.今後のスケジュール
- 6.お知らせ事項

4. 申告納入について

特別徴収義務者は、原則、毎月末日までに、前月に徴収すべき宿泊税について、宿泊施設ごとに、申告及び納入の手続きが必要です。

様式	宿泊税納入申告書（様式第1号）
添付書類	課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記入された書類 (宿泊税月計表※など)

※ 記載項目が同様のものであれば、任意の様式で可

提出期限	提出方法
特例有り (P.7) <u>毎月末日</u> (その前月分として徴収すべき宿泊税について)	次のいずれかの方法で提出してください。 ●eLTAXを利用した電子申告 推奨 ●軽井沢町へ郵送又は持参

4. 申告納入について

納入手続き

下記いずれかの方法で納入していただく予定です。

- eLTAXを利用した電子納税（※電子申告の場合のみ利用可能） **推奨**
- 町からお渡しする「納付書」を使用して、役場窓口や金融機関等で納入

3月に説明会を実施し、詳細をお伝えする予定です。
今しばらくお待ちください。

説明会の詳細は決まり次第、改めてお知らせいたします。



目次

- 1.宿泊税の徴収方法について
- 2.宿泊税の仕組み
- 3.特定宿泊施設・特別徴収義務者の申請方法
- 4.申告納入について
- 5.今後のスケジュール
- 6.お知らせ事項

5. 今後のスケジュール

説明会

時期	令和8年3月頃
タイトル	徴収手続き・申告等に関する説明会（仮）
内容	<ul style="list-style-type: none">・申告納入等の手続きについて・電子申告・電子納税について 等

※詳細は別途お知らせいたします

目次

- 1.宿泊税の徴収方法について
- 2.宿泊税の仕組み
- 3.特定宿泊施設・特別徴収義務者の申請方法
- 4.申告納入について
- 5.今後のスケジュール
- 6.お知らせ事項

6. お知らせ事項

広報ツール

軽井沢町ホームページへ、データを掲載いたしました。

あわせて印刷データの必要部数のアンケートを実施しております。
必ずご確認とご対応をお願いいたします。



現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・手続き](#) > [税金](#) > [宿泊税](#) > [宿泊税](#) > 告知および周知について

コールセンター

下記内容で準備を進めております。

- 対応言語：4言語（日本語、英語、中国語、韓国語）
- 対応時間：午前9時～午後9時
- 対応期間：5月～11月予定（状況により早期終了の可能性あり）

確定次第、改めてお知らせいたします。

宿泊事業者向けの
アンケート結果
より設定

6. お知らせ事項

システム改修補助金について

レジシステムの改修等、補助金をご利用いただくことが可能です。

締め切りは設けておりませんが、宿泊税の課税開始となる6月1日までに改修を完了していただく必要がございますので、お早めにご対応いただきますようお願いいたします。

詳細は軽井沢町ホームページをご確認ください。



現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・手続き](#) > [税金](#) > [宿泊税](#) > [宿泊税](#) > システム改修補助金について

本日はご参加いただき
ありがとうございました。

軽井沢町役場 税務課 地域振興税係

shinkozei@town.karuizawa.nagano.jp